

(別紙) 不正の事実により学位の授与を受けた事実の概要

1. 調査の経緯

令和3年8月、本学の通報窓口にて、本学で学位授与した李 慧氏（元九州大学大学院比較社会文化学府日本語日本社会文化専攻（博士後期課程））の学位論文について、剽窃の疑いがある旨の通報があった。通報を受け、総長の指示のもと、地球社会統合科学府（平成26年4月、比較社会文化学府より改組）において調査委員会を設置し、調査を行った。調査の結果、当該論文については不正行為（盗用）があったとの結論に至り、地球社会統合科学府の教授会で審議・承認された。

2. 不正行為の内容

当該論文には、他の著作物の引用元が表示されていないものや適切に表示されていないものなど、不正行為（盗用）が28箇所認められ、特に、理論的枠組みと研究方法を記載している箇所でも行われていた。

3. 学位授与の取消し及び学位記の返還

当該不正行為に関し、地球社会統合科学府から「学位授与取消しが相当」との上申がなされたことを踏まえ、教育研究評議会における慎重な審査及び議決を経て、九州大学学位規則第27条第1項（不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき）に該当するものとして総長が学位授与の取消しを決定した。

4. 再発防止に向けた対応

本学では、研究不正等の防止に向け、研究倫理教育等の取組を行うとともに、学位論文審査に際しては原則として剽窃チェックソフトを使用するようにしている。しかし、今回の事案では、剽窃の確認が不十分であったなど、研究指導上の不備が認められた。このため、今後は、博士学生指導に携わる全ての教員及び全ての博士学生の研究倫理教育の受講、及び、剽窃チェックソフトの利用促進の強化により学位論文審査における不正行為の再発防止のための取り組みを全学で一層徹底する。